閲覧用

平 成 ３１年 第 ４回
神埼市農業委員会総会 議事録

平 成 31年 3月 29日

神 埼 市 農 業 委 員 会

平成31年 第4回 神埼市農業委員会総会議事録

1. 開催日時　平成31年3月29日（金） 午前9時30分開会

2. 開催場所　神埼市役所3－3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員　11名

欠席委員　 2名

傍 聴 者　なし

番号	役 職	氏　名	出欠
1	会 長	森　義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委 員	香月 涼子	出
5	委 員	馬渡 次秋	出
6	委 員	原　隆行	出
7	委 員	大田 一秀	出
8	委 員	福田 省二	出
9	委 員	角田 良正	欠
10	委 員	鶴　博行	欠
11	委 員	福田　肇	出
12	委 員	黒田 和吉	出
13	委 員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 筒井信秀副会長　3番 服巻玉美副会長

日程第2 会議書記の指名

事務局長 鶴 智広　副課長 山口秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件

議案第4号　農地法第3条の規定による許可申請について　5件

議案第5号　あっせん委員の指名について　1件

議案第6号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について　43件

議案第7号　別段面積の設定について　1件

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による通知の確認について　16件

報告第2号　農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について　1件

報告第3号　非農地通知の発出について　　1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長　　　　　鶴　智広

農政農地係副課長　山口秀利

農政農地係　主事　　糸山　碧

6. 会議の概要

（開会）

事務局長

おはようございます。本日は年度末のお忙しい中、総会にご出席していただき、ありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。

第4回ということですけど、皆様の任期中には、今回までご協力いただくということで、よろしくお願いいたします。

それでは、平成31年第3回神埼市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

（会長あいさつ）

会　長

あらためまして、おはようございます。

外は桜が5、6分咲きということですが、春は出会いの季節であり、また、別れの季節でもあると申します。3年間ご苦労さまでした。

私も、皆さんのご協力のおかげで、今日の日まで来られたことを、本当に感謝申し上げます。これから、お互いお元気で、また、一回でも多く笑顔が出るような暮らしを願うところでございます。

それでは、最後ですけれども、只今から、平成31年第4回神埼市農業委員会総会を開

会いたします。

（総会の成立）

事務局長

本日の出席委員は11名です。

欠席届が、9 番角田委員、10番鶴委員より提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神埼市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

森会長、よろしくお願いいたします。

（議長登壇）

議　長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

○日程第1　議事録署名委員の指名

神埼市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番筒井副会長と3番服巻副会長の2名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

議　長

○日程第2　会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の鶴事務局長、山口副課長を指名します。

議　長

○日程第3　付議事件

議案第1号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について　1件

議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について　4件

議案第3号　農地法第4条の規定による許可申請について　2件

議案第4号　農地法第3条の規定による許可申請について　5件

議案第5号　あっせん委員の指名について　1件

議案第6号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について　43件

議案第7号　別段面積の設定について　1件

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による通知の確認について　16件

報告第2号　農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について　1件

報告第3号　非農地通知の発出について　1件

以上、7議案の57件と、報告が第1号から3号の18件でございます。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議　長

なお、これから議事に入りますが、質問のある方は挙手をして指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号と氏名を言ってから発言されるようお願いいたします。

（議案第1号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請関係）

（受付番号1番　申請者入室）

議　長

それでは、議案書の１ページをご覧ください。

議案第１号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題といたします。

受付番号１番について審議いたします。事務局から説明いたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を、議案書を基に説明】

議案第１号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

受付番号１番、申請地の所在は千代田町直鳥　字○○で、当初の転用許可後に分筆及び合筆などなされていますので、現在の地番は○○番と○○番と○○番の、宅地など３筆の１，６４６．９８㎡です。

本件は、許可を受けた事業者が、当初の転用事業の目的を変更する場合となります。

転用事業の当初と変更後の目的、申請人と当初の事業が遂行できない理由、変更後の転用事業が緊急な理由、事業継承後の、本件は、変更計画後となりますが、施設の用途や資金については記載のとおりで、事業は２０２２年3月３１日の完了予定です。

申請地は、農振除外は決定済みで、農地区分は、当初の転用許可時と同じく「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね１０ｈａ未満である」ことから第２種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などを２ページと３ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、建築見積書、残高証明書があり、排水処理や被害防止については、造成工事などは完了していて、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議　長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の12番黒田委員のご意見をお伺いいたします。

12番　黒田委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

12番の黒田です。議案第1号受付番号1番については、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の大島推進委員と共に現地の状況及び変更事業の内容を確認しましたが、申請地は既に造成も完了しており、変更後の事業は、この土地に適していると思われます。

また、地区の方に、申請者は誠意を持って対応されておるようですし、問題は無いと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。お疲れさまでした。

（受付番号1番　申請者退室）

議　長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

（議案第2号　農地法第5条関係）

（受付番号1番　申請者入室）

議　長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

受付番号2番について審議いたします。事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を、議案書を基に説明】

議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町西小津ヶ里　字○○　○○番の他、田2筆の2,

037㎡と、宅地の一部130．93㎡を一体利用した、合計2，167．93㎡です。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は2021年10月31日の完了予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成31年2月に決定済み。農地区分は、申請地は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地に該当しますが、農地転用基準は、用地選定を行った上で「住宅等で、集落に接続して設置されるもの」が該当します。

位置図などを6ページと7ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、資金の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議　長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番は、私、森の担当でございますので、私の方から地区担当委員の意見を述べさせていただきます。

1番　森会長

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

第2号議案の受付番号1番の申請は、私、森の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の増田推進委員と共に、申請者に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、集落に接続した事業の目的に適している土地だと思われ、周囲の営農に支障が無いよう適切に計画されていて、地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。お疲れさまでした。

（受付番号1番　申請者退室）

議　長

　これより採決に入ります。

　議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

　全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

（受付番号2番　申請者入室）

議　長

　つづきまして、受付番号2番について審議いたします。

　事務局から説明いたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を、議案書を基に説明】

　受付番号2番、申請地の所在は神埼町城原　字○○　○○番の他、畑2筆の68㎡と、山林5，105㎡を一体利用した、合計5，173㎡です。

　転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は2019年7月31日の完了予定です。

　権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成31年2月に決定済み。農地区分は、申請地は「中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」の第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

　位置図などは8ページと9ページに添付しております。

　申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

　説明は以上です。

議　長

　只今、事務局の説明が終わりました。

　議案第2号、受付番号2番について、地区担当委員の10番、鶴委員が欠席ですので、代理で、事務局より地区担当委員のご意見をお伺いいたします。

事務局

【事務局代理による、地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

　10番　鶴委員より地区担当委員の意見について、事務局に委任されましたので、代読させていただきます。

第2号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

私も、申請事業者や関係者に、現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、申請事業者の事業地に隣接していて、事業の目的に適している土地だと思われ、適切に計画されていて地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

議　長

これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　長

異議なしとありましたので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。お疲れさまでした。

（受付番号2番　申請者退室）

議　長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

（受付番号3番、申請者入室）

議　長

それでは、議案書の5ページをご覧ください。

受付番号3番について審議いたします。

事務局から説明いたします。

事務局

【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に説明】

受付番号3番、申請地の所在は千代田町渡瀬　字○○　○○番の田325㎡で、これと申請地の西側に隣接する宅地の一部や自宅敷地の一部を活用して、事業面積の合

計は537㎡です。

転用の目的や理由、貸し付け人、借り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は2019年6月30日の完了予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などは10ページと11ページに添付しております。

本件は、現地は既に土砂を搬入されていましたので、現地確認や申請者へ農地法を遵守するよう指導を行った上で、現地写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを顛末書として提出させています。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、事前着手されていますが、周囲に支障が無いよう計画されていて、隣接地土地所有者や地区の同意も得てあります。

説明は以上です。

議　長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号3番について、地区担当委員の11番、福田肇委員のご意見をお伺いいたします。

11番 福田肇委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

失礼します。11番の福田です。

第2号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の大坪推進委員とともに、申請者に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、集落内にある事業の目的に適している土地だと思われますが、既に土砂を入れていたので、その理由を確認し、周辺に被害が及ばないよう事業を行うことや、今後は農地法を守るように注意しました。

地区の同意は取られているので、みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長

これより質疑に入ります。

受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

　ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

　無いようですので、質疑を終了します。

　申請者の方は退室をお願いします。お疲れさまでした。

（受付番号3番　申請者退室）

議　長

　これより採決に入ります。

　議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

　ありがとうございました。全員賛成でありますので、本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

（受付番号4番、申請者入室）

議　長

　つづきまして、受付番号4番について審議いたします。

議　長

　ここで、12番、黒田委員が一時退席されます。

（12番、黒田委員の退室を確認）

議　長

　それでは、事務局より説明いたします。

事務局

【議案第2号、受付番号4番を議案書を基に説明】

　受付番号4番、申請地の所在は神埼町尾崎　字○○　○○番の田413㎡です。

　転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は2019年8月31日の完了予定です。

　権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は、申請地は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地に該当しますが、農地転用基準は、用地選定を行った上で「住宅等で、集落に接続して設置されるもの」が該当します。

　位置図などは12ページと13ページに添付しております。

　申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、資金の融資証明書があり、行政

庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議　長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号4番について、地区担当委員の6番、原委員のご意見をお伺いいたします。

6番 原委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

6番の原です。

第2号議案の受付番号4番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、申請者に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、集落内にある事業の目的に適している土地だと思われ、適切に計画されていて地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長

これより質疑に入ります。

受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。お疲れさまでした。

（受付番号4番　申請者退室）

議　長

ありがとうございました。これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

（議案第3号　農地法第4条関係）

（受付番号1番、申請者入室）

議　長

それでは、議案書の14ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。受付番号1番について審議いたします。

議　長

ここで、12番、黒田委員が復帰されます。

（12番、黒田委員の着席を確認）

議　長

それでは、事務局から説明いたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町竹　字○○　○○番の他、田と畑、合計2筆の382㎡です。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は2019年12月30日の完了予定です。

申請地は、農振除外は、畑は既に決定済み、田は平成31年3月に軽微な変更の承認済みで、農地区分は、申請地は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」として第1種農地に該当しますが、農地転用基準は、用地選定を行った上で、集落に接続して設置される「農業用施設等」が該当します。

位置図などは15ページと16ページに添付しております。

既存の倉庫は、宅地と畑敷地を一体利用して建築されていましたので、その経緯などを顛末書として提出させています。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議　長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号、受付番号1番について、地区担当委員の6番、原委員のご意見をお伺いいたします。

6番 原委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

6番の原です。

第3号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、申請者に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、申請者の自宅に隣接していて、事業の目的に適している土地だと思われ、既に建っている倉庫については深く反省されていました。新たに建てる倉庫なども適切に計画されていて、地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議 長

質疑（異議）ありませんか。

（無しの声あり）

議 長

無いようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。お疲れさまでした。

（受付番号1番 申請者退室）

議 長

それでは採決に入ります。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

【受付番号2番 事業の目的が植林のため、申請者の出席依頼なし】

議 長

つづきまして、受付番号2番について審議いたします。

事業の目的が植林の場合は、申請者の出席はありません。

事務局より説明いたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は脊振町広滝　字○○　○○番の他、田、畑、合計14筆の6，317㎡です。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は2019年5月31日の完了予定です。

申請地は、農振除外は平成31年2月に決定済み。申請地は「中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」の第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などは17ページと18ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議　長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号、受付番号2番について、地区担当委員の13番、本間委員のご意見をお伺いいたします。

13番　本間委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

13番の本間です。

第3号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、先ほどの事務局の説明のとおりです。

私も、この地区の担当の真島推進委員とともに、申請者に現地の状況や内容などを確認しましたが、申請地は、地目は農地ですが、周囲は原野や山林化しており、この土地を今後農地で管理するのは難しいと思われ、植林を計画して進められても問題は無いと思いますので、みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長

これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（ありませんの声あり）

議　長

はい。無いようですので、質疑を終了します。

議　長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

（議案第4号　農地法第3条関係）

議　長

次に、議案書の19ページをお願いします。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番から5番までを一括して審議いたします。

事務局から説明いたします。

事務局

【議案第4号、議案書を基に一括して説明】

議案第4号　農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の1番から5番は、所有権の移転であり、申請理由などは記載のとおりとなっております。

申請地の位置図を21ページから26ページに添付しています。

この申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われます。

説明は以上です。

議　長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了します。

議　長

これより採決に入ります。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から5番までについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

（議案第5号　あっせん委員の指名）

議長

次に、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第5号 あっせん委員の指名について議題といたします。

受付番号1番について、事務局より説明いたします。

事務局

【議案第5号、受付番号1番について議案書を基に説明】

議案第5号　あっせん委員の指名について説明します。

土地所有者より佐賀県農業公社が行う農地売買等特例事業による売り渡し希望の申し出があり、事業要件に適合した農地でしたので申し出を受理し、農地の存在する地域を考慮してあっせん委員の指名を行います。

受付番号1番は千代田町直鳥　田2筆6，684㎡で、申し出理由は「債務整理のため」ということです。

申し出者、売り渡し希望価格などは記載のとおりで、

位置図を28ページに添付しています。

説明は以上です。

議長

はい。事務局の説明が終わりました。あっせん売渡し申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。

（受付番号1番　あっせん委員の指名）

受付番号1番の土地の所在は、千代田町直鳥ですので、12番、黒田委員を指名したいと思います。

なお、4月より、新農業委員となりますので、後任の方へ引き継ぐことといたします。

（受付番号1番 承認採決）

議長

何か、ご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長

異議なしということですので、12番、黒田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、同地区の、大島最適化推進委員にも、あっせん委員の補助をお願いすることといたしますが、先ほども申し上げましたけども、本年4月より、新しくなられる農業委員および最適化推進委員へ引き継ぐことといたします。

（議案第6号 基盤法第18条第1項関係）

議 長

それでは、別冊の議案第6号をご覧ください。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について議題といたします。

事務局より説明いたします。

事務局

【議案第6号、議案書の総括表を基に説明】

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 新規 1件

再設定 14件

計 15件

内訳は 田40筆 59，978㎡

畑 1筆 249㎡

計41筆 60，227㎡

千代田町　新規　　6件

再設定　19件

計　　　25件

内訳は　　田59筆　132，860㎡

脊振町　新規　　1件

再設定　2件

計　　　3件

内訳は　田5筆　6，677㎡

神埼市　合計　43件

内訳は　田104筆　199，515㎡

畑　　1筆　　　　　249㎡

計105筆　199，764㎡　となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議　長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、農用地利用集積計画について審議いたします。

2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号1番について審議いたします。事務局から説明いたします。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の2ページの　神埼町　新規1番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、

内訳は田1筆　1，539㎡　となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりですので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議　長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議 長

ありませんか。

（無しの声あり）

議 長

無いようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページから4ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の番号1番から14番について審議いたします。

事務局から説明いたします。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書3ページの 神埼町 再設定 1番から4ページ14番の申し出について説明します。

設定する内容は、

内訳は田 39筆 58，439㎡

畑 1筆 249㎡

計40筆 58，688㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議 長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了します。

議　長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の番号1番から14番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議　長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号1番から6番について審議いたします。

事務局から説明いたします。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の5ページの　千代田町　新規　1番から6番の申し出について説明します。

設定する内容は、

内訳は田15筆　32，225㎡　となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了します。

議　長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号1番から6番について、

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議　長

次に、6ページから7ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から19番について審議いたします。

事務局から説明いたします。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書6ページの　千代田町　再設定　1番から7ページ19番の申し出について説明します。

設定する内容は、

内訳は田44筆　100，635㎡　となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議　長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了します。

議　長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から19番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議　長

次に、8ページの農用地利用集積計画、脊振町、新規分の番号1番について審議いたします。

事務局から説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の8ページの　脊振町　新規1番の申し出について説明します。

設定する内容は、

内訳は田1筆　903㎡　となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了します。

議　長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、脊振町、新規分の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議　長

次に、9ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の番号1番及び2番について審議いたします。

事務局から説明いたします。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の9ページの　脊振町　再設定1番から2番の申し出について説明します。

設定する内容は、

内訳は田4筆　5，774㎡　となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（無しの声あり）

議　長

無いようですので、質疑を終了します。

議　長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の番号1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

（議案第7号　別段面積の設定関係）

議　長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

議案第7号、別段面積の設定についてを議題といたします。

議案書の1ページから2ページについて、審議いたしますので、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号、議案書を基に説明】

議案第7号　農業委員会は、地域の実情に応じて別段の面積の設定又は妥当性を毎

年審議し、公表することとされています。

別紙のとおり、現在、脊振町全域で別段の面積を30aと定めていますが、今年度も現行の30aを採用したいと考えます。

議　長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

（質疑・応答）

議　長

ありませんか。

（ありませんの声あり）

議　長

無いということですので、議案第7号の別段面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

ありがとうございました。全員賛成でありますので、本案は、原案のとおり決定いたします。

（報告第1号　農地法第18条第6項の規定による通知の確認関係）

議　長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

報告第1号、1ページから6ページの、受付番号1番から16番について、事務局から報告いたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から16番について報告書を基に説明】

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、受理したものをご報告します。

1ページから6ページに記載の、受付番号1番から16番につきましては、農業経営基盤促進法による賃貸借契約の合意解約です。

報告は以上です。

議　長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、何かご質問はありませんでしょうか。

（ありませんの声）

議　長

無いということですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

（報告第2号　農地利用配分計画の認可関係）

議　長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画の認可について報告いたします。

総括表及び集計表について、事務局から報告いたします。

事務局

【報告第2号、農地利用配分計画について説明】

報告第2号　農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について、農用地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものをご報告します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表を説明します。

内容は、賃借権による利用権の設定が、千代田町1件、田 8 筆の12，105㎡となっております。

これは、農地の出し手から佐賀県農業公社へ利用権設定等を行った農地を、担い手である地域の農事組合法人へ貸し付けるものであり、詳細については2ページに記載しております。

報告は以上です。

議　長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について
ご質問はございませんでしょうか。

（ありませんの声）

議　長

ないようですので、報告第2号、農地利用配分計画の認可については、只今、事務局からの報告のとおりです。

（報告第3号　非農地通知の発出関係）

議　長

次に、別冊の報告第3号をご覧ください。

報告第3号、非農地通知の発出について報告いたします。

事務局から報告いたします。

事務局

【報告第3号、非農地通知の発出について説明】

報告第3号　非農地通知の発出について説明いたします。

これは、平成28年度に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものです。

非農地通知する土地については、1ページに記載のとおりで、大字広滝地内の全5筆、2，885㎡です。

現地は、既に山林、原野化していることを確認しました。

報告は以上です。

議　長

只今、事務局より報告がありましたが、その内容等について、何かご質問はありませんでしょうか。

（ありませんの声）

議　長

無いようですので、報告第3号、非農地通知の発出については、只今、事務局からの報告のとおりです。

（閉会）

議　長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第4回神埼市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

（議長降壇）

10時30分　閉　会